

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画 変更概要

令和7年6月17日

農林水産物・食品輸出本部

新たな対応項目の追加

- 「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る必要
- 省庁横断的な輸出先国の政府機関等との協議、輸出を行う事業者への支援等に加え、食品産業の海外展開の推進及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた対応についても実行計画を作成

I 輸出先国・地域との協議への対応

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定等）

III 事業者・産地への支援に関する対応

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

今回新設

実行計画（令和7年6月改訂）で対応済みの項目（10項目）

前回改訂時（令和7年2月）から取組が進展し対応済みとなった項目

主な対応済み項目

I 輸出先国・地域との協議への対応

- 台湾向け牛肉の月齢制限撤廃（30カ月齢以上）
30カ月齢以上の飼育が必要な米沢牛などの高級銘柄の輸出拡大が期待
- 有機酒類の同等性承認（EU）
有機酒類のニーズが高いEU向け輸出拡大が期待
- 食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正に係る取組（タイ）
新基準について、輸出支援プラットフォームと連携しつつ、タイ保健省食品医薬品局（FDA）への確認等を通じて、新たな措置を明瞭化

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定等）

- 米国向け水産食品加工施設の認定（4施設）
湧別漁業協同組合（北海道）、(株)永野商店（山口県）、(有)丸哲（宮崎県）、山実水産(有)（鹿児島県）
- 輸出向け牛肉処理施設の認定（2施設）
(株)大分県畜産公社（大分県）【EU向け】、I Hミートパッカー(株)（青森県）【米国、EU、香港向け】
- EU向け混合食品に使用される輸入養蜂製品の加工施設の認定

（参考）上記以外の対応が進展した主な項目

- ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止（中国）
5月28日、中国海関総署との間で、日本産水産物の輸出再開に必要な技術的要件について合意

追加した今後の課題項目（23項目）

I 輸出先国・地域との協議への対応

- ぶどうの輸出解禁（米国）
- EU向け混合食品に使用される米国由来の輸入動物性加工済原料の衛生証明書発給（米国）
- かんしょの輸出解禁（フィリピン）
- メロンの輸出解禁における検疫条件の緩和（タイ）
- 牛肉加工品及び牛肉エキスを含む製品の輸出解禁（タイ）
- キウイフルーツの苗木の輸出解禁（ウズベキスタン）
- 牛乳・乳製品の衛生証明書様式（インド）

II 輸出を円滑化するための対応

- 水産食品加工施設の認定（4施設）（米国）
マルスイ小樽マリン(株)（北海道）、広瀬水産(株)（北海道）、(有)横田水産（北海道）、石原水産(株)（静岡）
- 水産食品加工施設の認定（1施設）（米国、EU）
丸啓鯉節(株)（静岡）

III 事業者・産地への支援に関する対応

- コンテンツを活用した海外需要創出
既存の顕彰制度と連携した、日本食・食文化海外普及賞（仮称）の創設と食×コンテンツの連携を企画できる人材の育成を検討
- G I を活用した輸出拡大・ブランド化への発展

追加した今後の課題項目（23項目）

- IV、Vについては、今回新設

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

- 農林水産物・輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等の推進（米国、EU、シンガポール、タイ、ベトナム、香港、中国、台湾、マレーシア、UAE）
- グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会を通じた食品関連事業者の海外ビジネス展開の促進
- 食品衛生規則によるおにぎり等の常温保存期間の延長に向けた取組（英国）

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

- 農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房（地方創生）等の相互連携の下で訪日外国人の旅マエ、旅ナカ、旅アトに効果的にアプローチすることによる、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成
- 国際空港を活用した日本産食品の旅ナカ、旅アト消費拡大、食を通じた地方誘客のための旅マエ情報発信
- GIを活用した海外への普及・ブランド化への発展
- 訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファン開拓に向けた取組
- コンテンツを活用した食関連消費拡大
海外での食関連コンテンツ（日本食チャンネル）の海外での配信拡大の支援を検討。
- インバウンド向け日本産食材の魅力発信コンテンツの作成・発信